

素案からの修正点まとめ

前回の推進委員会にていただいた意見等を反映し、以下のとおりプラン（案）を修正しました。

- 川俣委員 p. 6 以降「～する**上**で」→「する**うえ**で」修正（計3か所）
p. 6 「実現をめざす**事**を」→「実現をめざす**こと**を」修正、文末「**設定します**」に変更
p. 16 「栃木県市町**村**」→「栃木県市町」修正（計7か所）
p. 43 Ⅲ-3 注記追加「※令和2年度の海外交流派遣事業は、新型コロナウイルス感染症対策のため令和3年度以降に延期となりました。」
p. 46 「DV相談窓口に関する認知度は**一部**低下していることから～」一部削除

- 高木委員 p. 26 タイトル「**女性が**妊娠、避妊、中絶に関して**女性が**自分で決めたり～」
以降「男性も女性も」→「**女性も男性も**」で統一（計5か所）
p. 54 市民の取組1「**市政へ関心をもち、審議会等の委員、市議会議員等の男女比市の政策の決定について、市民が参加できる場があります。市政へ関心をもち、審議会等の委員の公募**について調べてみましょう。」に変更

- 長谷川会長 p. 38 I-2 分析および目的の追加
「審議会委員の登用状況については、**都市計画関係の委員会のように男性委員が多いもの、保健福祉分野のように女性委員が多いものとばらつきが見られました。下野市審議会等委員選任指針の30%は達成していますが、男女双方の意見を取り入れた政策決定のため委員選任時に男女比に配慮するなど、プランの目標の40%の達成に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。**」

- 九鬼委員 DV相談はプライバシーに関することで、被害者にとって勇気がいる。相談先が市役所窓口であっても、他の来庁者と交わらないよう配慮し、そのことを「このような窓口で相談できますよ」と、分かりやすい言葉でPRする必要がある。
⇒p. 66 市の事業紹介に、相談窓口情報を追加し、個室での相談対応について記載。
こども福祉課に、広報・ホームページ等を利用して広くPRを依頼（裏面参照）

- 事務局修正点 女性活躍推進計画にはI-1を、DV計画には基本目標Ⅲ全体を割当
用語解説は各ページの末尾に掲載
- p. 6, 66, 72, 74 市の取組について紹介文を追加
- p. 6 用語解説6 DV被害者は性別を問わず、「配偶者等」には同性間パートナーも該当する旨を追記
- p. 45-46 以下の2つを重点課題として明確化
- ◆希望するワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援◆
 - ◆あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の促進◆
- 具体的な強化手法について下波線を追加
- p. 47 「目指す」→「めざす」修正、文末修正
- p. 52 用語解説18「家族農業経営協定」修正
- p. 54 No. 4「農業→~~商工自営業~~の経営における男女共同参画の促進」修正
- p. 63 市民の取組「妊娠・出産に伴う心身の変化や更年期症状など、女性特有の健康上の問題について理解を深めましょう。」表現修正
- p. 64 ☆解説最終行「～と知らなかった」→「～と知っている」修正
- p. 65 「JKビジネス」用語解説1文目「児童の」→「青少年の」
- p. 67 数値目標2つ目を、1つ目と同様に数値UP目標に修正
- 「DVを受けたとき、誰にも相談しなかった市民の割合 55.9%⇒45%」
→「DVを受けたとき、誰かに相談した市民の割合 42.4%⇒53%」
- p. 72 「男女共同参画情報紙シェアリング」紹介文2文目「取材をはじめ、記事作成～」追加
- p. 75 取組の方針2行目「～ことが重要であるため、」→「～ことが重要であり、」
4～5行目「ジェンダー課題が拡大・強化される傾向」
→「ジェンダーに関連する問題が拡大・深刻化する傾向」

参考 DV相談の受付方法（電話以外）について

【こども福祉課より】

EメールやSNS等の電話以外の手段による相談方法については、加害者に気づかれないように相談ができるメリットがあるが、反面、相談者が本当に被害者本人かどうかの確認が難しく、加害者が「なりすまし」で連絡をしてくる場合も考えられ、電話や対面による相談よりも慎重に本人確認を行う必要がある。

また、Eメール等の送信履歴から、相談者の相談内容が被害者に知られてしまうなどの課題も考えられるため、本市では送信履歴が残らない連絡手段として、市ホームページのお問い合わせ『専用フォーム』を活用している。件数は少ないながらも専用フォームからの相談実績もあることから、広く周知を図りながら効果的に活用していきたい。

上記に加え、国が開始した「DV相談プラス（内閣府男女共同参画局）」の周知に努め、24時間対応の電話相談やEメール等による相談受付はこの「DV相談プラス」の活用を、人命に関わるほどの緊急時は警察へ連絡するなど、状況に応じた相談先についてホームページ等により周知徹底していきたい。

要保護児童対策地域協議会代表者会議からの意見・要望まとめ

資料の ページ番号	【機関名】意見・質問 対応 ※資料内に反映済
p. 67～68	<p>【とちぎ男女共同参画センター パルティ】</p> <p>Ⅲ－２ DV 被害者の支援体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の取組部分 <ul style="list-style-type: none"> ３ 「配偶者暴力相談支援センター等との連携により速やかな避難に向けた～」 ６ 「配偶者暴力相談支援センターの設置に関する情報収集と検討」 ６について、下野市に設置するセンターであることを明確にしたほうがよい。 ・掲載表現についてはこども福祉課と協議。設置場所や形態については検討段階であるため明示しない。
p. 67	<p>【下野警察署生活安全課】</p> <p>Ⅲ－２ DV 被害者の支援体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページのみでなく、プラン内に DV ホットラインの番号を掲載したほうがよい。 ・市役所の電話相談窓口は、１７時１５分以降に連絡すると当直対応になってしまう。広報紙、市ホームページ、メール配信等を活用し、市 DV ホットライン以外の相談窓口を周知するとともに、プラン内に掲載したほうがよい。DV 相談＋（プラス）は２４時間対応である。 ・県内の DV 相談窓口一覧は、p. 66、109 巻末資料編に掲載。現行 DV 防止計画に掲載しているものと、DV 相談＋（プラス）等を加えて掲載する。 ・本文内に DV 相談＋（プラス）の開設について掲載する。 ・DV 相談窓口の周知は、１１月の「女性に対する暴力をなくす運動」啓発事業で実施予定。各種媒体を用いて、今後も継続して周知を行う。
p. 7 p. 47	<p>【栃木県県南健康福祉センター】</p> <p>第１章５（２）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は外出自粛要請中ではないため、下線部を追記したほうがよい。 「国・自治体により不要不急の外出自粛が要請される<u>等の状況</u>の中で、～」 <p>第３章１ 基本理念と将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを含めて人権を守るという意味が明確になるよう、下線部を追記したほうがよい。 「～多様化が進む社会において、<u>子どもから高齢者まで全ての人の人権が尊重される～</u>」 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・第１章５（２） <u>下線部追記</u>。 ・第３章１ <u>下線部追記せず</u>。 ここで示している「全ての人」という表現は、年齢層のことを主に取り上げているというよりも、労働者・子育てや介護をしている人・ひとり親・性同一性障がい者等、様々な環境にある人々を指す意味合い。子ども・高齢者も対象であることは間違いないが、あえて年齢層について強調しないものとする。